



卒業前最後の集中支援2012

新卒者の就職環境が依然として厳しいことを踏まえ、文部科学省、厚生労働省、経済産業省は、未内定の学生・生徒が1人でも多く卒業までに就職できるよう、1月17日から3月末までを集中支援期間とし、「卒業前最後の集中支援2012」を実施し、同期間中に3.5万人を就職させ、未内定卒業者を前年以下とします。

関係各省の連携による主な取組

未内定の学生・生徒を「ひとりにしない」ジョブサポーターや キャリアカウンセラー等の連携による個別支援の徹底（文科・厚労）

新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行います。

中堅・中小企業中心の就職面接会の開催（厚労・経産）

未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会（平成24年1月17日から3月末までに、大学生向け187回、高校生向け118回を開催します。特に2月は集中開催期間とし、大学生向けを126回、高校生向けを82回開催します。

また、若年者のためのワンストップセンター（通称：ジョブカフェ）において、未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに、就職面接会等を開催します。

就職面接会の開催スケジュールは、大卒等就職情報WEB提供サービスで検索できます。

(<http://job.gakusei.go.jp/service/231030.do?action=initDisp&screenId=231030>)

中小企業と学生等のマッチングを支援（DREAM-MATCH PROJECT）（経産）

2012年卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に、書類選考等なしで、面談が設定されるマッチングサービス（DREAM-MATCH NAVI）を実施（希望すれば必ず面談できる企業が1月10日時点で約1,000社。また、ホームページ上で、直接応募を受け付けている企業1,290社（1月10日時点）についても掲載。被災者に配慮した採用を行う企業についても掲載。

詳細はこちらにアクセス、登録ください（URL：<http://dream-match.jp/index.html>）

中小企業で実習プログラムに沿った職場実習を実施 新卒者就職応援プロジェクトの実施（経産）

未内定の新卒者及び既卒3年以内の未就業者を対象に、中小企業の現場等で実習プログラムに沿った職場実習（いわゆるインターンシップ）を被災地域（青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県）において実施しています。
詳細はこちらで確認できます（URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>）

大学等のニーズに応じた支援（文科・厚労）

大学等のニーズに応じ、未内定の学生の多い大学に対して、ジョブサポーターによる出張相談・セミナーを重点的に行うなど、大学等と連携した支援を実施します。

保護者を通じた未内定の学生・生徒への就職支援の周知（文科・厚労）

学校と連携し、未内定の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに、学生・生徒に対して新卒応援ハローワークや最寄りのハローワークでの就職支援について、啓発文書の送付により周知し、支援を受けることを勧めてもらう。

民間就職情報サイトによるジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知（厚労）

主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し、協力を得て、未内定の学生への周知を徹底します。

（1月10日現在、協力いただいている就職情報サイト（掲載開始順））

- 「マイナビ2012」：<http://job.mynavi.jp/2012/>（運営）株式会社マイナビ（掲載日）1月1日より
- 「就活ナビ2012」：<https://navi12.shukatsu.jp/12/>
（運営）株式会社ダイヤモンド・ビックアンドリード（掲載日）1月4日より
- 「学情ナビ2012」：<http://www.gakujo.ne.jp/2012/>（運営）株式会社学情（掲載日）1月5日より
- 「リクナビ2012」：<https://job.rikunabi.com/2012/>（運営）株式会社リクルート（掲載日）1月6日より
- 「日経就職ナビ2012」：<https://job.nikkei.co.jp/2012/top>
（運営）株式会社日経HR、株式会社ディスコ（掲載日）1月6日より
- 「[en] 学生の就職情報2012」：<http://enjapan2012.com/>
（運営）エン・ジャパン株式会社（掲載日）1月10日より

東京の支援拠点の増設（厚労）

全国の中でも、特に大学が集積している東京都で、東京新卒応援ハローワーク（六本木）を新宿に移転・拡充するとともに（2月20日～）、新たに支援拠点を増設（3月19日～）し、ラストサポートを支援します。

【東京新卒応援ハローワーク】

現住所：東京都港区六本木3-2-21六本木ジョブパーク

移転先：東京都新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル21階

より利便性の高い場所に移転し、ジョブサポーターも増員

詳細は、追って東京労働局ホームページ（<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）でお知らせします。

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークにおいては、「経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に基づき、新卒者支援を進めています。

～新卒者（就職活動中の学生・既卒者）への支援を充実しました～

○全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日から「新卒応援ハローワーク」（平成23年7月1日現在57カ所）を設置しました。お気軽にご利用ください。

**【実績】 平成22年度はのべ 228,952人が利用し、30,485人が就職決定（平成22年9月～23年3月末）
平成23年度はのべ 350,508人が利用、40,656人が就職決定（平成23年4月～23年11月末・速報値）**

（主な支援メニュー）

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等）
- ・臨床心理士による心理的サポート

※ 新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細かな支援

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増（928人→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））→2,103人（平成23年度一次補正）→2,203人（平成23年度三次補正））し、きめ細かな支援を行っています。

**【実績】 平成22年度は59,903人（平成22年9月～23年3月末）の就職が決定。
平成23年度は90,238人の就職が決定。（平成23年4月～23年11月末・速報値。）**

（大学・大学生等への主な支援内容）

大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー、新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援（エントリーシートの作成相談、面接指導、応募先の選定など）及び求人開拓等を実施

（高校・高校生への主な支援内容）

学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）等を実施



～3年以内の既卒者の新卒扱いの普及に取り組んでいます～

○「青少年雇用機会確保指針」を改正しました（「卒業後3年間は新卒扱い」を明記）

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」（※1）を改正（平成22年11月15日）し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、厚生労働大臣より主要な経済団体等に協力を要請しました（※2）。また、労働局・ハローワークにおいても事業主の皆様への周知を進めていきます。

※1 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

※2 平成22年11月15日に245団体に厚生労働大臣より要請書を送付

（要請書全文：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wgc1-img/2r9852000000wgut.pdf>）

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を創設しました

卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主を支援するために、平成22年9月24日にこれらの方を採用する事業主への奨励金制度を創設しました。また、11月26日より長期に育成支援が必要な方への支援を充実させました。さらに、2月1日より、卒業前の未内定者にも特例的に適用いたしました（平成22年度限りの措置）

【実績】平成22年度は17,221人が雇用開始（平成22年9月24日～平成23年3月31日）

平成23年度は35,582人が雇用開始（平成23年4月1日～平成23年11月30日）

①3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円】

トライアル雇用開始者数 31,631人（平成23年4月1日～11月30日）

②長期に育成支援が必要な3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「既卒者育成支援奨励金」）

長期の育成支援が必要な既卒者（高校・大学等が対象）を有期雇用し、育成のうえ正規雇用に移行させる成長分野（健康、環境分野及び関連するものづくり分野）の中小企業の事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年11月26日～）【①に加え、有期雇用期間を原則3か月のOFF-JT期間を含む原則6か月に延長。さらにOFF-JT期間は各月5万円を上限に教育訓練経費の実費を上乗せ】

既卒者育成雇用開始者数 49人（平成23年4月1日～11月30日）

③新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【正規雇用から6か月経過後に100万円、1事業所1回限り】

採用者数 3,902人（平成23年4月1日～11月30日）

～未内定のまま卒業された方に対する支援も継続しています～

卒業後も、引き続き新卒応援ハローワーク、ジョブサポーター等による支援を継続しています。

● 平成23年4月～6月の実績

平成23年3月卒の未内定卒業者について、**19,815人**の就職が決定

事例1

大学を1年で退学し、社会人を経験した後、他の大学に再入学し卒業したAさん。他の既卒者と比べて年長であることや社会人経験があることから、背伸びした発言・態度が顕著だった。

当初は自分の考えに固執し、ジョブサポーターのアドバイスに聞く耳を持たず、来所回数も減ってきたが、郵送による求人情報の提供や電話による来所勧奨などを粘り強く継続。次第に「謙虚さ」や「素直さ」の重要性を本人も気づき、強みである「押しの強さ」「打たれ強さ」で力を発揮できる職種は一般的な営業職ではないかとのアドバイスを聞き入れるようになった。

その結果、ジョブサポーターとの相談回数75回、職業紹介回数44回を経て、人材ビジネスの営業社員として採用となった。

事例2

大阪の大学に通いながら大阪での就職を目指していたBさん。在学中に採用が決まらず、卒業後は実家のある福岡で就職活動を続けていた。

福岡の企業に応募するものうまくいかず、従来の希望であった「大阪で就職したい」という気持ちが強くなり、「福岡新卒応援ハローワーク」に相談。ジョブサポーターは履歴書添削、面接アドバイスなど継続的な個別支援をしながら大阪の企業を紹介するが、面接の日程調整に苦戦し、また福岡からの応募を懸念する企業もあり、なかなか採用に至らず。このためジョブサポーターと相談し、大阪で2週間程度の集中した就職活動を決意。担当ジョブサポーターから連絡を受けた大阪新卒応援ハローワークは、面接企業の選定・紹介等大阪滞在中のBさんを集中的に支援。大阪滞在中に7社面接を受け、金属製品卸売の中小企業に採用。現在、営業職として勤務している。

事例3

大学在学中には5社ほど事務で応募したが採用が決まらず、今年3月に大学を卒業したCさん。北海道の新卒応援ハローワークに来所。初回来所時は身だしなみが子供っぽい印象だったため、アドバイスを実施。

翌月来所時に、担当のジョブサポーターが素敵になったねと伝えると、Cさんは自分を覚えてくれていたことに感激し、信頼関係も築くことができた。また、書類なども丁寧に作るなど、なんでも器用にこなせるようだが、本人にその自覚がないことから、何度も相談を繰り返すことにより自信を持たせ、Cさんに自分の新たな一面を気付かせた。

さらに、グループワーク等の支援で自らどんどん行動できるようになり、その結果、希望職種の幅を広げ、食品製造会社に採用となった。